令和6年4月11日 (2024年)

保護者の皆様

吹田市立吹田東小学校 校長 三宅 友子

# 台風・地震等における安全対策について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申 し上げます。

さて、標題の件ですが、児童の安全確保のため、学校では以下のように対応していますので、あらためてお知らせいたします。ご家庭での対処をよろしくお願いします。

記

## [台 風] (暴風警報) (大雨特別警報)

- 1. 午前7時現在、吹田市に『暴風警報』または『**大雨特別警報**』が発令されている場合は、児童の登校を見合わせ、**自宅にて待機**させてください。
- 2. 午前9時現在で『暴風警報』または『大雨特別警報』が**解除されていない**場合は、**臨時休業**とします。
- 3. 午前9時までに『暴風警報』と『大雨特別警報』が解除された場合は、通学路に気をつけて、すみやかに登校させてください。
  - ◇集団登校ができない場合は、安全のため、できるだけ近所誘い合って、複数で登校するようにしてください。
- 4. 午前7時以降、及び、児童が在校中に『暴風警報』や『大雨特別警報』が発 令された場合は、集団下校させるなど、児童の安全のために必要な措置を講 じますので、気象情報にご注意ください。
- 5. 『大雨警報・洪水警報』の場合は、原則として学校は休業しません。 (普段通りです。)
- ※ 台風に限らず、『暴風警報』や『大雨特別警報』にご注意ください。

#### 〔地震〕

## ◎震度5弱以上の大規模地震(余震)

○吹田市の「地震災害対策要領」は、以下のようになっています。

発生時期	児童への対応
登 校 前	・学校は <b>臨時休業日</b> の措置とし、保護者の管理下におく。
登校途上	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させ後、原則として 速やかに登校させること。
在 校 時	・安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督に当たる。 ・校舎内及び校区周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、保 護者に引き渡すまでは責任を持って保護・監督を継続する。
下校途上	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能な限り速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せる事を基本とする。

# ◎震度5弱未満の地震(余震)

- ○原則として、臨時休業日としない。
- ※ 吹田市の「地震災害対策要領」は原則的、基本的な動きです。大規模地震の 場合、発生時期やいる場所によって臨機応変さが求められます。

普段からご家庭でも「どこに避難するのか」「どこで待ち合わせをするのか」など、話し合っておいてください。

また、在校中の災害発生時は、できる限り早めのお迎えをお願いします。